

京都府緊急事態措置協力金FAQ【5月12日～5月31日実施分】

5月31日時点

※要請期間ごとに、要請内容や対象施設（別表）が異なります。必ず各期間のFAQを確認してください。

※【4月25日～5月11日実施分】からの主な変更点は赤字部分です。

項目	質問	回答
対象者等	要請の対象となる施設は何か。	<p><u>別表に掲げる要請対象大規模施設（特定大規模施設を含む。）、飲食店及び非飲食業カラオケ店です。</u> 要請内容に関する詳細は、京都府ホームページ 「京都府における緊急事態措置（令和3年5月7日決定）」 http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_210507taiou.html をご覧ください。</p>
	要請に応じた場合、協力金の支給対象者を教えてほしい。	<p><u>飲食店、非飲食業カラオケ店、特定大規模施設の運営事業者及びテナント事業者です。</u> なお、国及び地方公共団体その他これに類する法人は除きます。</p>
	飲食店の定義は何か。	食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可（以下、飲食店営業許可等という。）を受けた店舗をいいます。
	非飲食業カラオケ店とは何か。	飲食店営業許可等を受けていない小規模（床面積1,000m ² 以下）のカラオケ店をいいます。
	テナント事業者の定義は何か。	契約に基づき要請対象大規模施設の区画を賃借し、又は分譲を受けて、一般消費者向けに、要請対象大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む者をいいます（飲食店又は非飲食業カラオケ事業者として協力金の支給を受ける者及び特定百貨店店舗を営む者は除きます）。
	特定百貨店店舗とは何か。	床面積が1,000m ² を超える百貨店等において、事業を営む店舗で、以下の要件をすべて満たすものをいいます。 ・百貨店等から一定の区画の分配を受けていること ・当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性を以て事業を営んでいること ・店舗の売り上げが百貨店等にいったん計上され、その後当該店舗に分配されること
	特定百貨店店舗に対する協力金はどうなるのか。	百貨店等の運営事業者に対し、特定百貨店店舗数に応じて協力金が支給されます（項目36参照）。 特定百貨店店舗の運営事業者は、協力金の支給対象者ではありません。
	特定大規模施設以外の要請対象大規模施設の運営事業者は、協力金の支給対象者ではないのか。	本協力金の支給対象者ではありませんが、国の補助制度の対象となる可能性があります。 ・ARTS for the future!事業 博物館、美術館、水族館、動物園等での展示活動のキャンセル料補助等。詳細はARTS for the future!事務局へお尋ねください。 電話番号:0120-21-0335 ・J-LODlive2（キャンセル料支援） 公演や展示会の延期・中止、遊園地・テーマパークの休園に伴うキャンセル料補助等。詳細はJ-LODlive2事務局へお尋ねください 電話番号:0120-68-7322
協力期間	要請期間中、全ての日において、要請に応じなければ協力金は支給されないのか。	要請期間中の全ての日において要請に御協力ください。 事情により協力開始が遅れた場合も理由書の添付をいただいた上で、協力金の対象としますが、協力開始日から要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して要請に応じていただく必要があります。
	当初、緊急事態措置を実施すべき期間は4月25日から5月11日までとされていたため、5月12日から通常営業を予定しており、すぐに要請に応じることができない事情がある。 5月12日から一時的に営業した場合、4月25日から5月11日までの期間の協力金は支給されないのか。	事情により、5月12日から一時的に要請に応じられなかったとしても、5月11日まで連続して要請に協力いただいたり、5月12日以降も可能な限り早い日から5月31日まで連続して要請に協力いただいた場合、協力期間については支給されます。 5月12日から協力開始日までの間は支給されません。

京都府緊急事態措置協力金FAQ【5月12日～5月31日実施分】

5月31日時点

※要請期間ごとに、要請内容や対象施設（別表）が異なります。必ず各期間のFAQを確認してください。

※【4月25日～5月11日実施分】からの主な変更点は赤字部分です。

項目	質問	回答
11	通常営業で、酒類を提供し20時以降まで営業していた飲食店が、酒類の提供をやめて20時までに閉店した場合、協力金は支給されるか。	時短要請に応じていただいているので、支給されます。休業した場合にも、同様に支給されます。
12	通常営業で、酒類を提供し20時までに閉店する飲食店が、酒類の提供をやめて営業した場合、協力金は支給されるか。	時短要請に応じていただいたわけではないので支給されません。休業要請に応じていただいた場合のみ支給されます。
13	通常営業で、酒類を提供せず20時以降まで営業していた飲食店が、20時までに閉店した場合、協力金は支給されるか。	時短要請に応じていただいているので、支給されます。休業した場合にも、同様に支給されます。
14	通常営業で、酒類を提供せず20時までに閉店する飲食店が休業した場合、協力金は支給されるか。	要請の対象ではないため、支給されません。
15	通常営業で、酒類を提供し20時以降まで営業していた飲食店が、要請期間中、休業する日と酒類の提供をやめて20時までの時短営業をする日を、日によって切り替えても協力金は支給されるか。	酒類の提供をやめて、20時までの時短営業に連続して協力いただいているため、協力金が支給されます。
16	特定大規模施設の運営事業者とは誰を指すのか。	別表に掲げる特定大規模施設の運営により収益を得る事業を行う者で、施設の管理権等の休業・営業時間短縮等を決定する権限を有する者です。
17	施設全体の休業・営業時間短縮等を決定する権限を有する者が存在するショッピングモール等において、テナントとして1,000m ² を超える店舗が出店している場合、この店舗は特定大規模施設となるのか。テナント店舗となるのか。	ショッピングモール等が特定大規模施設となり、施設内の店舗はテナント店舗となります。
18	施設全体の休業・営業時間短縮等を決定する権限を有する者が存在しない施設において、入居する店舗がそれぞれ休業・営業時間短縮等を決定している場合、当該施設の管理者及び店舗の運営事業者は協力金の支給対象か。	当該施設の管理者は特定大規模施設の運営事業者には該当しないため、支給対象外です。 当該施設等に入居する店舗が、別表に掲げる施設で、1,000m ² を超える場合は特定大規模施設となり、その運営事業者は支給対象です。 当該施設等に入居する1,000m ² 以下の店舗の運営者はテナント事業者に該当しないため、支給対象外です。
19	通常営業で、平日20時まで営業していた特定大規模施設が、働きかけに応じて平日19時に閉店した場合、協力金は支給されるか。	協力金の支給は、法に基づく要請を行い、これに協力いただいた事業者を対象としております。 19時までの営業時間の短縮は、法に基づかない働きかけとしてお願いしているものであるため、支給されません。
20	通常営業で、平日22時まで営業していた特定大規模施設が、平日19時に閉店した場合、協力金は支給されるか。	時短要請に応じていただいているので、支給されます。 ただし、協力金の支給対象は、法に基づく要請を行っている20時以降の2時間分です（映画館又はプラネタリウムの場合は21時までの時短要請のため、1時間分です）。
21	特定大規模施設が、土日休業せず、平日の時短要請のみに応じた場合、平日の時短分の協力金は支給されるか。	土日の休業要請に応じていただいていないため、支給されません（項目9参照）。
22	特定大規模施設が、平日20時以降も営業し、土日の休業要請のみに応じた場合、協力金は支給されるか。	平日の20時までの時短要請に応じていただいていないため、支給されません（項目9参照）。
23	通常営業で土日を含め20時まで営業していた特定大規模施設が、5月31日までの間の土日を全て休業した場合、協力金は支給されるか。	平日の時短要請の対象施設ではないため、土日の休業要請に応じていただいた日数分の協力金が支給されます。

京都府緊急事態措置協力金FAQ【5月12日～5月31日実施分】

5月31日時点

※要請期間ごとに、要請内容や対象施設（別表）が異なります。必ず各期間のFAQを確認してください。

※【4月25日～5月11日実施分】からの主な変更点は赤字部分です。

項目	質問	回答
24	要請対象大規模施設とは何か。	別表に掲げる、建築物の床面積が1,000m ² を超える施設をいいます。
25	自分が出店している施設の床面積が、1,000m ² を超えるかどうかわからない。	施設の管理者等にお尋ねください。
26	要請対象大規模施設内の飲食店（酒類提供あり）が、施設の休止により営業できない場合、協力金は支給されるか。	通常営業で酒類提供する飲食店については、休業要請に応じた場合と同様、売上高に応じた協力金が支給されます。
27	要請対象大規模施設内の飲食店（酒類提供なし・20時以降営業）が、施設の休止により営業できない場合、協力金は支給されるか。	通常営業で20時以降まで営業する飲食店については、時短要請に応じた場合と同様、売上高に応じた協力金が支給されます。
28	要請対象大規模施設内の飲食店（酒類提供なし・20時以前閉店）が施設の休止により営業できない場合、協力金は支給されるか。	通常営業が「酒類提供なし・20時以前閉店」の飲食店については、休業要請・時短要請の対象ではありませんが、大規模施設の休止により営業できない場合には、テナント事業者に対する協力金が支給されます。
テナント事業者等	要請対象大規模施設内の生活必需物資を扱う店舗が、施設の休止により営業できない場合、協力金は支給されるか。	生活必需物資を扱う店舗は要請の対象外ですが、施設の休止により営業できない場合は、テナント事業者に対する協力金が支給されます。
	要請対象大規模施設の敷地内等で、飲食品の移動販売等を行っていたが、施設の休止に伴い休業した場合、協力金の支給対象となるか。	施設運営者との契約に基づき、継続的に事業を行っていたことが確認できる場合は、支給対象となります。 ・飲食店として飲食スペースを設け、20時以降の営業又は酒類の提供を行っていた場合は、飲食店に対する協力金が支給されます。 ・上記の飲食店以外の場合は、テナント事業者に対する協力金が支給されます。
	要請対象大規模施設内にテナント店舗を設ける予定をしていたが、施設の休止により実際に設けることができなかった場合、協力金は支給されるか。	施設運営者との契約に基づき、店舗を設ける予定であったことが確認できる場合は、支給対象となります。 ・飲食店として飲食スペースを設け、20時以降の営業又は酒類の提供を行う予定であった場合は、飲食店に対する協力金が支給されます。 ・上記の飲食店以外の場合は、テナント事業者に対する協力金が支給されます。
	同じ施設に出店しているのに、飲食店とそれ以外では協力金の支給額や、取り扱いが異なるのはなぜか。	要請内容や目的が異なるため、別制度となっています。 飲食店に対しては、飲食時の感染リスクが特に高いと指摘されていることから、個別の店舗に対し休業や時短営業を要請していますが、大規模施設に対しては、人流を抑制する観点から施設全体に対して要請を行っています。
	一つの要請対象大規模施設内に、同一のテナント事業者が複数の店舗を出店している場合、協力金の支給額はどう算定されるのか。	同一のテナント事業者が複数の店舗を出店している場合、全ての店舗の面積を合算し、その面積に応じた額を支給します。

京都府緊急事態措置協力金FAQ【5月12日～5月31日実施分】

5月31日時点

※要請期間ごとに、要請内容や対象施設（別表）が異なります。必ず各期間のFAQを確認してください。

※【4月25日～5月11日実施分】からの主な変更点は赤字部分です。

項目	質問	回答
協力金の算定	34 飲食店（大規模施設内の店舗を含む。）が要請に応じて時短営業又は休業した場合、協力金の支給額はどのように算定されるか。	以下により算定した日額単価を、協力日数分支給します。 (定休日等の店休日は協力日数に含みません。) 【中小企業】 売上高に応じて1日4万円～10万円（前年又は前々年の要請月と同じ月の1日当たりの売上高×0.4） 【大企業及び希望する中小企業】 売上高減少額に応じて1日最大20万円（前年又は前々年の要請月と同じ月の1日当たりの売上高一当該年度の時短要請月の1日当たりの売上高）×0.4 ※1日当たりの売上高＝要請月の売上高÷要請月の日数
	35 非飲食業カラオケ店が要請に応じて休業した場合、協力金はどのように算定されるか。	2万円/日（面積に関わらず、定額）を協力日数分支給します。 (定休日等の店休日は協力日数に含みません。)
	36 特定大規模施設（映画館を除く。）が要請に応じて 平日は時短営業、土日は休業 した場合の協力金の支給額はどのように算定されるか。	以下により算定した日額単価を協力日数分支給します。 (定休日等の店休日は協力日数に含みません。) 【土日の休業に対する協力金】 ・自己利用部分面積に応じて算定されます。 <u>自己利用部分面積2,000m²未満は20万円/日 2,000m²以上、1,000m²毎に20万円/日を加算</u> ・テナント店舗等管理把握等に係る加算 テナント店舗（飲食店又は非飲食業カラオケ点に対する協力金の支給を受ける店舗を除く。）及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する施設については、次の金額を日額に加算します。 <u>テナント店舗等の数×2千円</u> ・特定百貨店店舗を有する大規模施設は、次の金額を日額に加算します。 <u>特定百貨店店舗の数×2万円</u> 【平日の時短営業に対する協力金】 ・休業時の支給額に以下を乗じた額が支給されます。 <u>要請に応じて短縮した営業時間／本来の営業時間</u>
	37 特定大規模施設である映画館が要請に応じて時短営業した場合の協力金の支給額はどのように算定されるか。	自己利用部分面積に応じた単価（A）に、短縮した営業時間の割合（B）を乗じ、スクリーン数に応じた加算（C）した額を協力日数分支給します。 (定休日等の店休日は協力日数に含みません。) <u>支給額（日額） = A × B + C</u> A：自己利用部分面積2,000m ² 未満は20万円/日 2,000m ² 以上、1,000m ² 毎に20万円/日を加算 B：要請に応じて短縮した時間／本来の営業時間 C：常設のスクリーン数×2万円×（要請に応じたことにより上映できなくなった回数／本来の上映予定回数）
	38 テナント事業者が要請に応じて 平日は時短営業、土日は休業 した場合、協力金はどのように算定されるか。	以下により算定した日額単価を協力日数分支給します。 (定休日等の店休日は協力日数に含みません。) 【土日の休業に対する協力金】 ・店舗面積に応じて算定されます。 <u>店舗面積200m²未満は2万円/日 200m²以上、100m²毎に2万円/日を加算</u> 【平日に時短営業に対する協力金】 ・休業時の支給額に以下を乗じた額が支給されます。 <u>要請に応じて短縮した営業時間／本来の営業時間</u>

京都府緊急事態措置協力金FAQ【5月12日～5月31日実施分】

5月31日時点

※要請期間ごとに、要請内容や対象施設（別表）が異なります。必ず各期間のFAQを確認してください。

※【4月25日～5月11日実施分】からの主な変更点は赤字部分です。

項目	質問	回答
協力金の算定	特定大規模施設の自己利用部分面積とは何か。	<p>特定大規模施設の運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、要請に応じて休業又は営業時間の短縮を行っている部分をいいます。 テナント店舗、特定百貨店店舗及び休業等を行っていない店舗（生活必需品の販売を行う店舗等）の面積は含みません。</p> <p>【大規模小売店舗立地法の適用がある施設】 (ショッピングセンター等) 同法第2条第1項の店舗面積の定義に加え、店舗の屋内に存する集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積を含むものとします。 また、飲食店に対する協力金の支給を受ける店舗の面積は除きます。</p> <p>【その他の施設】 施設の面積から、一般消費者向けのサービス提供等を直接的に行っていない部分（階段、エスカレーター、エレベーター施設間の連絡通路、休憩室、公衆電話室、便所、駐車場、事務室、倉庫等）及び飲食店に対する協力金の支給を受ける店舗の面積を除くものとします。</p>
	時短要請に応じた場合の協力金の算定について、「要請に応じて短縮した営業時間」は、どのように考えるのか	法に基づく要請を行っている20時（映画館・プラネタリウム又はイベント開催の場合は21時）から、本来の閉店時間までの時間です。
	時短要請に応じた場合の協力金の算定について、「本来の営業時間」は、どのように考えるのか。	<p>特定大規模施設については、テナント・自己利用を問わず、通常の営業において最も早く営業を開始する店舗の営業開始時間から、最も遅く営業を終了する店舗の営業終了時間とします。 例えば、通常の営業において、最も早く営業を開始するA店の営業時間が10時から20時、最も遅く営業を終了するB店の本来の営業時間が17時から22時の場合、本来の営業時間は10時から22時の12時間とします。</p> <p>テナント事業者については、自身が運営する店舗に限ります。</p>
42	特定大規模施設内にテナント店舗は10以上あるが、要請対象外のため休業していない生活必需物資売り場等を除くと10未満となる場合、テナント事業者等把握管理等に係る加算分は支給されないのか。	特定大規模施設の運営事業者に対し、施設内の協力金の支給対象テナント店舗の管理把握等の負担を考慮し加算するものであるため、協力金の支給対象となるテナントが10未満の場合は支給されません。
43	本協力金と、国の月次支援金や、ARTS for the future事業、J-LOLive事業による支援を併せて受けすることはできるか。	左記の国支援制度は、本協力金と併給できることとされています。 他の支援制度を検討される場合も、併給の可否を、それぞれの制度の所管窓口にご確認ください。
44	協力金の申請方法や必要書類は何か。	申請手続きの詳細については、現在制度設計中です。 決まり次第、京都府ホームページでお知らせいたします。

別表（要請対象大規模施設及び協力金の支給対象者）（4月25日～5月31日）

呼称の定義	以下の施設のうち、床面積の合計が1,000m ² を超えるもの		協力金支給対象者
要請対象大規模施設	商業施設※1	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	<u>特定大規模施設運営事業者</u> 及び <u>テナント事業者</u>
	運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	
	遊興施設※2	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	
	サービス業※1	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	
	映画館等	映画館、プラネタリウム	
要請対象大規模施設	劇場等	劇場、観覧場、演芸場 等	<u>テナント事業者のみ</u>
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
	ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
	運動施設、遊技施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地	
	博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	

※1 生活必需物資の売り場及び生活必需サービスの提供を行う店舗を除く。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。